

京都市告示第312号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月24日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久我98号線	伏見区羽東師鴨川町82番地の1地先から 同区久我東町6番地の153地先まで	メートル 70.20	メートル 6.00 ~ 12.01
淀233号線	伏見区淀樋爪町451番地の3地先から 同町451番地の4地先まで	76.30	6.24 ~ 8.00

(建設局土木管理部道路明示課)